

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 1 条中「（以下この章において「最低基準」という。）」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 45 条第 1 項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県知事	市長
省令第3条	都道府県知事	市長
第1項	その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条に規定する熊本市社会福祉審議会
省令第3条第2項	都道府県	市
省令第32条第2号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
	1.65平方メートル	3.3平方メートル
省令第32条第3号	又は	1人につき4.95平方メートル以上、
省令第32条第5号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る
省令第32条の2第5号	提供するよう努める	提供する
省令第38条第2項第6号	児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）	市長
省令第62	付近にある屋外遊戯場に代わるべ	建物と同一敷地内又はこれに隣

条第1号	き場所を含む	接する敷地内にあるものに限る
------	--------	----------------

第4条から第20条までを削り、第21条を第4条とし、第2章から第7章まで、第8章の章名及び第67条から第75条までを削り、第76条を第5条とし、第77条を第6条とし、第9章の章名及び第78条から第82条までを削る。

第83条を次のように改める。

(準用)

第83条 前2条の規定は、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについて準用する。

第83条を第7条とし、第84条及び第10章から第14章までを削る。

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条を次のように改める。

第2条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第3条第2項の規定(省令第32条第5号の規定の読替えに係る部分に限る。)は、適用しない。

附則第3条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第3条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第3条第2項の規定(省令第62条第1号の規定の読替えに係る部分に限る。)は、適用しない。

附則第4条から第9条まで、第10条の前の見出し及び同条から附則第13条までを削る。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。